

労働保険に加入される事業主のみなさまへ

労災保険 + 雇用保険 = 労働保険 です。

労働基準監督署 と ハローワーク それぞれに手続きを行ってはじめて手続き完了となります。
詳細は下記及び裏面のとおりになっていますので、ご協力をお願いいたします。

労働基準監督署

① 労働保険関係成立届

② 概算保険料申告書

年度末までの支払予定賃金合計額の
申告をします。

ハローワーク

③ 雇用保険適用事業所設置届 及び 添付書類

④ 雇用保険被保険者資格取得届 及び 添付書類

* 事業の種類によって手続きが異なります *

一元適用事業所 ・ ・ 製造・販売・サービス・運輸・金融など、二元適用(建設業・農林水産業等)以外の事業

労働基準監督署で①②(労災保険及び雇用保険用)を提出し、①②
の控えと③④をハローワークに提出してください。

① ② 労災保険は事業場単位が対象となります。勤務時間や雇用期間等にかかわらず、
すべての労働者が対象となります。保険料は全額事業主負担です。

③ ④ 雇用保険は条件を満たす労働者が対象となります。事業場内で雇用保険に加入すべ
き人、できない人の区別が必要です。保険料は事業主と労働者がそれぞれ負担します。

* 保険料は労働者給与・賞与を対象として概算申告し②にすべて記載します。

= 裏面に③④の提出書類・添付書類等の説明があります =

受付時間

【 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 16:00 】

内容確認のため預かり処理となることがあります。

●労働保険の届出はすみやかに●

労災保険は労働者を雇用して10日以内、
雇用保険は適用事業に該当するに至った日の翌日から起算して
10日以内です。

〔一定期間以上手続きが遅れた場合は調査を行うこととなります〕
ので、提出書類も変わります。ご了承ください。

ハローワーク大牟田

大牟田公共職業安定所

〒836-0047

大牟田市大正町6-2-3

Tel: 0944-69-0008

Fax: 0944-43-5371

適用係

令和5年度 雇 用 保 険 料 率		労働者負担	事業主負担
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000
建設の事業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000

* 労災保険料率は 88/1000~2.5/1000 まで細かく分けられ、業種ごとに決まっています

③ 雇用保険適用事業所設置届

「設置届」で事業所の情報を登録します。届出用紙の裏面に地図を記載し、今後使用する印を登録。現在事業活動を行っている事実が確認できる添付書類が必要です。

【法人の場合】1 事業主(経営者)、2 所在地、3 事業内容、が確認できるもの(写しを提出)

- 1 登記簿謄本「履歴事項全部証明」(3ヶ月以内、すべてのページ)
- 2 所在地について、登記簿謄本と異なる場合は、「賃貸契約書」「公共料金請求(受領)書」等
- 3 事業活動が確認できる書類 2点

★許認可が必要な事業は、「許可証」「許可通知書」等

☆許認可が不要な事業は、事業内容がわかる他者との契約書や伝票など押印あり・公的な書類

【個人の場合】1 事業主(経営者)、2 所在地、3 事業内容、が確認できるもの(写しを提出)

- 1 事業主が確認できる公的書類(免許証・住民票・マイナンバーカードなど)
- 2 所在地について、事業主の住所と異なる場合は、事業を行っている住所が確認できる「賃貸契約書」「公共料金請求(受領)書」等
- 3 事業活動が確認できる書類 2点

★許認可が必要な事業は、「許可証」「許可通知書」等

☆許認可が不要な事業は、事業内容がわかる他者との契約書や伝票など押印あり・公的な書類

④ 雇用保険被保険者資格取得届

事業所に被保険者となる雇用労働者がいる場合に事業所設置届を提出します。
被保険者＝週20時間以上かつ31日以上勤務する労働者 がない場合は①②労災のみ提出で可。

【雇入れ日(試用・研修期間等を含む)と就労状況の確認】

1～3(法定三帳簿)は労働基準法により作成・保管が義務付けられています。

雇入れ後は必ず備え付け、退職等最後の日から最低3年間は保存しなければならないとされています。

- 1 労働者名簿(労働基準法第107条)
- 2 最初の出勤日からの出勤簿またはタイムカード(労働基準法第109条)
- 3 賃金台帳(労働基準法第108条)
- 4 労働条件通知書事業所控(労働基準法第15条で労働条件明示義務付け)
- 5 雇用保険被保険者証(雇用保険に加入したことがある方のみ)

雇用保険被保険者証が無い場合は、本人の了解を得て履歴書等をお持ちください。雇用保険被保険者番号を検索します。

一定期間以上手続きが遅れた場合の届け出について

設置日から提出日までの事業所営業活動および在職の実態を確認します。

④の2と3については雇入れの初日から提出日までの全期間分を提出してください。
状況に応じて調査確認のための添付書類の追加や実地訪問調査など行うこともあます。
ご協力お願いいたします。

その他のご案内

○労災保険のお問い合わせは、事業所の住所を管轄する労働基準監督署へお願いします
大牟田労働基準監督署 〒836-8502 大牟田市小浜町 24-13
(窓口取扱時間) 8時30分～17時15分

○労働保険事務組合制度について

労働保険事務組合に事務処理を委託すると、下記のような利点があります。

イ 事業主(取締役)及び家族従業員も労災保険に特別加入できます。

ロ 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付できます。

ハ 労働保険・雇用保険の各種手続きを代行するので、事務処理が軽減されます。

事務組合詳細については福岡労働局ホームページをご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken.html

